

審 第 9 5 0 号
答 申 第 2 0 9 号
平成30年7月31日

千葉県病院局長 矢島 鉄也 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年10月21日付け精医セ第〇〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成27年8月5日付けで異議申立人から提起された、平成27年7月30日付け精医セ第〇〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審議会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）が平成27年7月30日付け精医セ第〇〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

本件決定は、理由付記に不備があるので取り消すべきである。

2 異議申立ての経緯

- （1）異議申立人は、平成27年6月15日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「平成〇〇年〇月〇日から同〇〇年〇月〇日の期間内に千葉県精神科医療センターで医師、看護師、臨床心理士等が作成した〇〇〇〇に関する全診療記録及び看護記録。」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- （2）本件請求に対し、実施機関が本件決定を行ったところ、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し、平成27年8月5日付けで異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- （3）実施機関は本件異議申立てを受け、条例第46条第1項の規定により、平成27年10月21日付け精医セ第〇〇〇号で審議会に諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

- （1）異議申立書において、異議申立人は次のとおり主張している。

ア 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消し、不開示部分の全部開示決定を求める。

イ 異議申立ての理由

平成〇〇年〇月〇日から同〇〇年〇月〇日に至る千葉県知事命令による異議申立人に係る措置入院決定等に関して不当と判断し損害賠償、慰謝料を求めて措置入院等を妥当と判断した精神保健指定医等を相手取り民事訴訟を提起するため、本件請求に係る個人情報を一部たりとも不開示とされることは、日本国憲法第32条等により日本国民に保障されている権利を侵害することとなるため違法（違憲）である。

- （2）また、異議申立人は、意見書においておおむね次のとおり主張している。

本件請求に係る個人情報を一部たりとも不開示とされることは憲法第32条等によ

り日本国民に保障されている不法行為等によって被った損害等を民事訴訟により回復する権利を侵害することとなるため違憲である。憲法第98条の規定により憲法は国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令等の全部又は一部はその効力を有しないとされていることから、本件決定における実施機関の判断は不当なものであり、本件に関しては自己情報全部開示決定が妥当である。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張はおおむね以下のとおりである。

(1) 対象文書について

実施機関は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までの期間における異議申立人に係る入院診療録及び外来診療録（以下「本件文書」という。）を対象文書として特定した。

(2) 不開示の理由について

ア 条例第17条第6号ハ該当性について

(ア) 条例第17条第6号ハに該当するとした部分は、県の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなる可能性がある。具体的には関係医療機関等で勤務する職員の氏名等であり、この情報を開示し個人を特定することにより今後、関係医療機関等から相談、指導等を受けるに当たり協力が得られなくなるおそれがあるといえる。

(イ) また、これらの部分は、診断に関する情報が記載されている箇所であり、この部分を開示することにより、観察者の観点等が患者に知られてしまい、患者が不信感を抱き、正確な情報が得られなくなる可能性がある。このため、患者について正確な観察をするという診察の目的が達成できなくなるおそれがある。

(ウ) よって、これらの部分は、県の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなるおそれがあるといえ、条例第17条第6号ハに該当する。

イ 条例第17条第2号及び同条第6号ハ該当性

(ア) 条例第17条第2号及び同条第6号ハに該当するとした部分には、請求者以外の情報が含まれている。これは、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、条例第17条第2号に該当する。

(イ) また、同時に、これらの部分は、請求者以外の関係者から任意で聴取した情報であり、これらの部分を開示してしまうことにより、それらの関係者が委縮し、あるいは当院に対する信頼をなくす等の事態を招き、今後こうした情報を提供してくれなくなり、診療に支障を及ぼす可能性がある。よって、これらの部分は県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、診断等

に関する事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第17条第6号ハにも該当する。

ウ 条例第17条第2号柱書該当性

(ア) 条例第17条第2号柱書に該当するとした部分には、開示請求者、家族等、様々なデータベースによる情報が記載されている。どの部分が誰のもので、誰の発言によるものかは記載からは不明であるが、記載内容を他の情報と組み合わせることにより、データソースである発言者等を識別しうる。

(イ) よって、これらの部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものにあたるといえ、条例第17条第2号柱書に該当する。

エ 条例第17条第2号ハ該当性

条例第17条第2号ハに該当するとした部分には、警察職員の氏名が記載されており、千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第65号。以下「警察職員規則」という。）に該当する。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、前記3のとおり主張しているが、請求に係る個人情報が開示情報に該当するかどうかの本県における判断は、千葉県個人情報保護条例解釈運用基準（平成5年制定）第17条各号の趣旨及び解釈運用に照らし、個別具体的に行うものであり、この判断の個別具体的な理由については、前記(2)のとおりである。

よって、本件決定における実施機関の判断は妥当なものである。

5 審議会の判断

(1) 本件文書及び不開示情報について

本件文書は、前記4(1)のとおり実施機関において保有している異議申立人に係る診療記録一式であるが、その分量はA4判1000枚以上に及ぶものであり、また、その内容は、時系列で診療内容等が記載されたカルテ部分のほか、検査結果や他の法人等が作成した文書等、多岐にわたる書類で構成されている。

また、本件決定により不開示とされた情報も、審議会において確認したところ200箇所以上に及ぶものであり、実施機関はこれらの情報について、前記4(2)のとおり、条例第17条第2号若しくは第6号ハに該当するものと説明している。

(2) 本件決定について

審議会において、本件文書の写し、本件決定によりマスキング処理を施し開示を実施した本件文書（以下「本件開示実施文書」という。）の写し及び本件決定に係る部分開示決定通知（以下「本件決定通知」という。）の内容を確認したところ、以下の問題が認められた。

なお、実施機関においては異議申立人に交付した通知書の写しは保有していないとのことであり、起案文書における本件決定通知の案の内容を確認している。

ア 本件開示実施文書において不開示とされた情報のうち、別表に掲げる情報については、本件決定通知に不開示部分及び不開示理由が一切記載されていない。

イ 本件決定通知において不開示とされた情報の一部について、以下のとおり不適切な処理が行われている。

（ア）本件開示実施文書でマスキング処理がなされておらず、開示されている。

（イ）本件決定通知では文書名のみ記載され当該情報の具体的な箇所（〇〇欄や〇行目等）が記載されていない。

（ウ）本件決定通知における不開示部分の表記（〇行目等）が、本件開示実施文書の不開示部分と一致しない。

（３）本件決定における理由付記の妥当性について

ア 行政処分における理由付記の制度は、行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意的な判断を抑制するとともに、処分の理由を申請者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨で設けられているとされているところ、自己情報開示請求制度においても、条例第２１条第３項において「実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないときは、その理由を前各項に規定する書面に記載しなくてはならない。」と規定しており、決定通知書においては、事案の内容に応じて、どの部分（情報）がどの不開示条項に該当するのか明らかにする必要がある。

イ 特に、本件文書は、前記（１）のとおりのＡ４判１０００枚以上に及ぶ分量があり文書の種類も多岐にわたるものであることから、２００箇所以上の不開示情報の箇所及びその理由を開示請求者に正確に明示することは不可欠と考えられる。

ウ しかしながら、前記（２）アのとおりの本件決定においては、本件開示実施文書において不開示情報としながら、本件決定通知においてはその情報が本件文書のうちどの部分なのか、どの不開示条項に該当するのかが何ら示されていない情報が相当数認められるものであり、さらに、その他前記（２）イのとおりの不開示情報に係る不適切な処理も認められることからすると、本件決定には理由付記が欠けているものと言わざるを得ない。

なお、前記（２）ア及びイの不備は、本件諮問後に実施機関が提出した理由説明書中の不開示部分及び不開示理由を示した一覧表においても解消されていない。

エ また、本件決定通知においては、本件開示実施文書との照合が容易となるよう、本件開示実施文書及び当該通知書の不開示部分に、〇〇頁・〇〇枚目等の通し番号を補助的に付すといった配慮もなされていないことから、開示を受けた開示請求者において、理由付記の不足を補って推測することも困難である。

オ したがって、本件決定には十分な理由付記を欠く瑕疵があるため、これを取り消し、本件文書について改めて不開示部分及びその理由を正確に明示した開示決定等をすべきである。

（４）結論

以上のことから、「１ 審議会の結論」のとおりの判断する。

6 附言

(1) 開示・不開示の妥当性について

本件決定は、前記のとおり取り消すべきであるが、実施機関が再度の開示決定等を行う際の留意事項とするため、実施機関が本件開示実施文書において不開示とした情報について、審議会において分類した情報ごとに、その不開示情報該当性について検討したところ、基本的な考え方は以下のとおりである。

実施機関においては、これらの考え方に基づき、再度、本件文書に係る事実関係等も踏まえた上で、適切に判断されたい。

ア 異議申立人以外の特定の個人に関する情報

(ア) 県の職員に関する情報

a 警察職員に関する情報

これらの情報は、警察職員の氏名であり、異議申立人以外の特定の個人を識別できるものであるから、条例第17条第2号本文に該当し、また、警察職員規則で定める警部補以下の階級にある職員であると考えられることから同号ただし書ハには該当せず、同号ただし書イ、ロ及びニに該当する特段の事情も見受けられないことから、条例第17条第2号に該当し不開示が相当であると考えられる。

b 異議申立人の措置入院に係る職員の情報

(a) これらの情報は、異議申立人の措置入院の判断を行った医師及び当該入院の告知・連絡等に関与した職員の氏名であり、強制的に入院命令を行うという措置入院制度の性質上、その事務に直接的に関与した職員等の氏名を入院命令を受けた本人に開示することによって、措置入院決定に対する認識の相違から、これらの職員等に対して措置決定に係る真偽や詳細な事情等を確認すべく当該職員等の業務に支障を及ぼす行為がなされるといった可能性は否定できないことから、実施機関における今後の措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

(b) したがって、これらの氏名情報はいずれも条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当であると考えられる。

c 異議申立人の医療保護入院に係る職員の情報

(a) 当該情報は、異議申立人に対し医療保護入院とすることを告知した医師の氏名（1126枚目カルテ部分・月日〇〇/〇時刻〇〇:〇〇に係る記載欄の最終行の不開示部分）であるが、本件文書における記載内容を確認する限りでは、少なくとも当該保護入院においては、異議申立人本人は告知した者を認識し得たものと考えられる。

(b) また、精神科病院の管理者は、関係法令により医療保護入院の措置を行う場合には医療保護入院である旨や退院等の請求に関すること等について、入院する者に対し書面で知らせることとされているところ、審議会が確認したところによれば、国の通知（平成12年3月30日付け障精第22号厚生省

大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)においては、当該書面の指定様式として、指定医や主治医の氏名についても記載することとされているところであるので、これらの実務上の取扱い及び当該保護入院時の事実関係等も踏まえた上で、条例第17条第6号ハ該当性について適切に判断されたい。

d その他異議申立人の診療に関与した職員に関する情報

これらの情報は、担当医師等による署名（1082枚目、1089枚目、1095枚目、1096枚目、1110枚目、1114枚目、1127枚目、1138枚目、1143枚目、1148枚目、1149枚目、1152枚目、1155枚目、1159枚目及び1180枚目カルテ部分の各サイン欄の不開示部分並びに1151枚目カルテ部分サイン欄22行目）であるが、当該署名をした者が記載した内容については不開示とされており、これらの不開示情報の記載者を開示したとしても前記b（a）のような支障が生じるおそれがあるというまでの事情はうかがえないことから、条例第17条第6号ハには該当せず、開示が相当であると考えられる。

e 臨地実習に係る職員の氏名

（a）当該情報は、県の健康福祉部の機関において実施する精神看護学実習における担当教員の氏名（398枚目 臨地実習説明書の担当教員氏名欄）であるが、当該職員の氏名を開示するとなれば、入院に係る処遇の不満や実習業務に対する誤解等によって当該職員に対する働きかけ等がなされることを懸念し実習に必要な指導等がなされなくなる可能性が否定できないことから、当該機関における今後の実習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

（b）したがって、当該情報は条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当であると考えられる。

（イ）その他異議申立人以外の特定の個人に関する情報

a これらの情報のうち、民間企業の担当者に関する情報のうちの一部（324枚目、427枚目及び650枚目の各不開示部分の1文字目～19文字目）については、公となっている情報であり開示請求者が慣行として知り得る情報であり、条例第17条第2号ただし書イに該当することから、同号には該当せず、開示が相当であると考えられる。

b また、単に第三者と異議申立人の面会事実のみが記録されている部分（1067枚目カルテ部分記載欄17行目の不開示部分、1083枚目カルテ部分記載欄23行目の不開示部分、1087枚目カルテ部分記載欄16行目の不開示部分、1106枚目カルテ部分記載欄27行目の不開示部分、1110枚目カルテ部分記載欄19行目の不開示部分、1154枚目カルテ部分記載欄6行目の不開示部分、1158枚目カルテ部分記載欄1行目の不開示部分）は、開示請求者が明らかに認識している単なる客観的事実に過ぎず条例第17条第2

号ただし書イに該当することから、同号には該当せず、開示が相当であると考えられる。

- c その余の情報については、いずれも条例第17条第2号に該当し、また、本件文書の記載内容から確認する限り、同号ただし書に該当するような特段の事情があるとは見受けられないことから、同号に該当し、不開示が相当であると考えられる。

ただし、異議申立人との面会時に係る第三者の情報の一部については、当該情報に係る記載内容からのみでは、条例第17条第2号ただし書該当性について判然としない情報が見受けられることから、これらの情報については、改めて当該部分に関する事実関係等を確認した上で、同号該当性のほか条例第17条第6号の該当性も含めて適切に判断されたい。

イ 診断内容等に関する情報

- (ア) これらの情報は、実施機関の医師等や他の医療機関における専門的見地からの判断や治療方針等についての情報であり、本人に開示することで、関係者に対し真偽を確認しようとなんらかの働きかけ等がなされることや、本人とのトラブルを回避しようと記載内容が形骸化し実施機関において必要な情報が把握できなくなるといった可能性は否定できないことから、基本的には、今後の実施機関における診療等の事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第17条第6号ハに該当するものと考えられる。

- (イ) ただし、これらの情報のうち、客観的事実のみが記載された部分（3枚目「入院時現症」欄の1行目1文字目～19文字目）については、異議申立人の言動が端的に記載されたものに過ぎず、上記のようなおそれのある情報は含まれていないことから、条例第17条第6号には該当せず、開示が相当であると考えられる。

- (ウ) また、本件決定においては、不開示とした診療情報と同種の情報が他の文書においては開示されている部分も見受けられることから、再度の決定に当たっては、本人が認識しているかどうか等の事実関係や他の開示部分との整合性も含めて再度検討し、適切に判断されたい。

ウ その他の情報

- (ア) 異議申立人の発言に関する情報

これらの情報（51枚目カルテ部分記載欄最終行、496枚目カルテ部分記載欄27行目の不開示部分、1114枚目カルテ部分記載欄30行目の不開示部分、1115枚目カルテ部分記載欄7行目の不開示部分、1116枚目カルテ部分記載欄16行目の不開示部分、1154枚目記載欄2行目の不開示部分、1157枚目記載欄28行目の不開示部分）は、異議申立人自身が第三者等について発言した内容であり、一義的に異議申立人本人の情報であることから、条例第17条第2号には該当せず、開示が相当と考えられる。

- (イ) 異議申立人の健康保険被保険者証に関する情報

これらの情報（1022枚目及び1027枚目の記号、番号、保険者番号部分）

は、異議申立人本人の情報であることから、条例第17条第2号には該当せず、開示が相当と考えられる。

(ウ) 診療情報提供書中の医療機関に関する情報

当該情報（1054枚目診療情報提供書6行目右側の不開示部分）は、異議申立人に関与した医療機関名に過ぎず、本件文書の内容を見分する限りでは、異議申立人にとっても自明の情報であり、県が行う診断等の事務に支障を及ぼすおそれがあるような事情は見受けられないことから、条例第17条第6号ハには該当せず、開示が相当と考えられる。

(2) 本件決定の処理手続について

ア 審議会が本件開示実施文書を見分したところ、前記（1）で不開示情報に該当するとした情報と同種のものと考えられる情報が相当数開示されていることが認められた。

イ 特に、条例第17条第2号については、開示請求者以外の第三者の権利利益についても適切に保護する必要があることから不開示としている情報であり、個人情報保護制度の趣旨からして、同号に該当する可能性のある情報については開示請求制度においても慎重な対応が必要なことは言うまでもない。

ウ 今後、実施機関においては、同号の趣旨を踏まえ、開示請求者以外の第三者の権利利益についても十分配慮した上で、慎重に対応されたい。

(3) 本件決定の決定期間について

ア 本件決定において、理由付記の不備等の問題点が認められることは前記のとおりであるが、一方で、本件文書の分量及びその内容からすれば、本件請求への対応に要する事務量が膨大なものであったことについては理解できるものである。

イ しかしながら、条例第22条第2項の規定により開示決定等の期限は開示請求があった日から45日以内までの延長が可能とされているところ、特例として、条例第23条の規定により、開示請求に係る個人情報著しく大量であるため開示請求日から45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関の事務体制、その他事務の繁忙、勤務日等の状況も考慮して合理的な範囲で部分的に決定期間を延長することが可能とされているのであるから、本件決定においては、本件文書の分量や性質も十分考慮した上で、開示・不開示の判断や通知書の作成のために必要な期間を適切に判断した上で対応すべきであったものとする。

ウ 今後、実施機関においては、これらの点を踏まえ、開示請求に対する適切な対応に努められたい。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年10月21日	諮問書の受理
平成28年 3月25日	実施機関の理由説明書受理
平成28年 4月 7日	異議申立人の意見書受理
平成30年 1月23日	審議（平成29年度第9回第2部会）
平成30年 2月20日	審議（平成29年度第10回第2部会）
平成30年 3月19日	審議（平成29年度第11回第2部会）
平成30年 4月27日	審議（平成30年度第1回第2部会）
平成30年 5月31日	審議（平成30年度第2回第2部会）
平成30年 6月29日	審議（平成30年度第3回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	千葉大学副学長	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者

別表

頁数	本件決定通知に不開示部分及び不開示理由が記載されていない不開示部分	
5 1 枚目	カルテ部分	記載欄 3 2 行目
8 4 枚目	カルテ部分	記載欄 3 ～ 2 6 行目
9 8 8 枚目	カルテ部分 看護計画表	「問題点 3」 1 ～ 2 行目
9 8 9 枚目	カルテ部分 看護計画表	「問題点 3」 1 行目 7 文字目 ～ 2 行目
9 9 0 枚目	カルテ部分 看護計画表	「問題点 3」 1 ～ 3 行目
1 0 4 7 枚目	(外来)カルテ部分	記載欄 8 行目
1 0 5 8 枚目	(外来)カルテ部分	記載欄 1 4 行目 9 ～ 2 8 文字目
1 0 6 1 枚目	(外来)カルテ部分	記載欄 1 ～ 1 2 行目
1 0 6 7 枚目	(外来)カルテ部分	記載欄 1 7 行目 1 3 ～ 1 7 文字目、2 1 行目 1 ～ 5 文字目、2 0 ～ 2 4 文字目、2 6 ～ 3 2 行目
1 0 9 1 枚目	(外来)カルテ部分	記載欄 1 7 行目
1 0 9 4 枚目	(外来)カルテ部分	記載欄 1 ～ 1 1 行目、1 3 ～ 1 4 行目
1 1 1 6 枚目	(外来)カルテ部分	記載欄 1 6 行目
1 1 1 7 枚目	(外来)カルテ部分	記載欄 1 ～ 2 行目、4 ～ 8 行目
1 1 4 4 枚目	(外来)カルテ部分	記載欄 1 3 ～ 1 9 行目、2 2 行目